

厚木飛行場周辺の80W及び75W地域に所在する住宅について、空母艦載機が岩国基地に移駐するまでに防音工事の助成対象とすることを求める意見書について

本市議会は、国会及び政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年12月19日提出

総務常任委員会

委員長 加藤

一

厚木飛行場周辺の80W及び75W地域に所在する住宅について、空母艦載機が岩国基地に移駐するまでに防音工事の助成対象とすることを求める意見書

現在、厚木飛行場周辺の告示後住宅に対する防音工事は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事対象区域内の85W地域に所在し平成18年1月17日までに建てられた住宅が助成対象となっている。また、外郭防音工事については、同じく昭和61年9月10日に告示された工事対象区域内の85W地域に所在する住宅と、平成18年1月17日の告示により拡大した80W及び75W地域に所在する鉄筋コンクリート造の集合住宅が助成対象となっている。

しかし、いずれの工事も進捗状況は極めて遅く、現在の予算規模では、空母艦載機の岩国基地移駐までに完了する見通しはない。さらに、岩国基地移駐後は騒音が軽減されることから、厚木飛行場周辺における第一種区域は縮小の方向に向かうと想定され、80W及び75W地域に所在する告示後住宅の防音工事及び住宅の外郭防音工事を助成対象としない可能性を否定できない。

80W及び75W地域に所在する告示後住宅を防音工事の助成対象としなければ、受忍限度を超える騒音被害に苦しむ住民を区別することにもなり、公平な対応とは言えない。また、外郭防音工事についても、その創設理念がそれまでの部屋単位による防音工事の閉塞感を取り除くものであることを鑑みれば、85W地域にとどまらず80W及び75W地域へと継続していかなければ公平な対応とは言えない。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう  
当市議会は強く要望する。

- 1 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域内の80W及び75W地域に所在する告示後住宅について、岩国基地移駐までに防音工事の助成対象とすること。
- 2 昭和61年9月10日告示の住宅防音工事対象区域内の80W及び75W地域に所在する住宅について、岩国基地移駐までに外郭防音工事の助成対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
防 衛 大 臣

} あて